

<対象事件> 公有財産の管理に関する事務の執行について
<選定理由> 人口減少や少子高齢化といった課題に直面している現在、公有財産のあり方についての関心が高まるとともに、公有財産の維持・管理とそれを行うための財源の確保は、一層厳しい状況となっている。市においては、健全財政を維持するために施設の適正化を図りつつ市民サービスの向上を目指す意味で「縮充」という言葉を用いて、平成28年11月に「一宮市公共施設等総合管理計画」を策定された。そして、令和3年3月に、個別施設計画の位置付けとして、部署ごとに「施設のあり方計画」を策定し、「一宮市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共建築物の縮減目標の達成と公共施設等の管理方針を実行するための個別の取組を検討されている。また、市においては新地方公会計制度に基づく財務書類を作成するとともに、平成29年度より、毎年度固定資産台帳を更新し、市が管理する固定資産の金額等の情報が公表されている。固定資産情報及び公共施設等の今後のあり方の検討状況を公表することにより、市民の公有財産への関心が一層高まるものと思われる。こうした状況の中で、公有財産の現状を適切に把握し、実態に即して、適切に方針を定めて管理を行っているか、公有財産管理に関する事務処理は、法令等に従い適切に実施されているかについて検討することは、市にとって有用であると考え、包括外部監査のテーマに選定した。

<指摘・意見> ※ 法令や規則等に違反している、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要と考える事項については【指摘】（7件）、法令や規則等に違反していないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性等を踏まえた結果、是正措置の検討が望まれる事項については【意見】（56件）と表記した。なお、本紙では主な指摘及び意見について、以下、【指摘】は■、【意見】は▲で記載しており、指摘及び意見の文末の括弧内の数字は報告書の該当ページを指す。

【公共施設マネジメントに関する総括的意見】	
▲【縮減に向けた中期目標の設定】 施設のあり方計画においては、部別に延床面積の削減目標を掲げているが、施設のあり方計画に記載された個別施設の取組を実行できたとしても、令和8年度末は、98.5%程度の水準となる。市は計画策定時にすでに整備することが決まっていた施設があり、この増加分を考慮すると、令和8年度末の縮減目標としては妥当な水準であると説明しているが、令和8年度以降、どのように延床面積を目標である85%相当まで縮減していくか示したものはない。令和8年度以降、施設の廃止や複合化等により縮減を一層推進する必要があるが、令和38年までの間に、例えば一定期間における中期目標値を設定して、見直しを行いながら計画を推進することが望まれる。また、施設のあり方計画の延床面積の縮減目標には、既に個別施設計画が策定されていた学校施設（小学校、中学校）、市営住宅は含めていない。学校施設や市営住宅についても、目標値を設定することが望まれる。（P.48）	▲【雑種財産に関する情報の整理】 資産経営課へのヒアリングの結果、雑種財産には、主としてa:市街化調整区域の土地、b:道路計画予定地、c:廃道、廃水路、d:過去に売却した財産の残地が含まれているとのことであった。これは、聞き取りによる結果であり、雑種財産に関して、その状態や売却見込みなどが整理、管理された資料等はない。雑種財産に関する状態等を記録した管理目的の一覧表等を作成し、網羅的な管理を行うことが必要である。そのためには、まず、各財産の状態を把握した情報、今後の利用や売却を検討した情報、このような情報の整理を行うことが望まれる。（P.43）
▲【長寿命化に向けた具体的な計画の明確化】 一宮市公共施設等総合管理計画の個別施設計画である施設のあり方計画においては、「個別施設の方針・取組」において施設ごとの方向性が記載され、長寿命化を図る方針の施設が多く存在しており、長寿命化のための具体的な計画の策定が求められる施設が、明らかになってきている。各所管課に長寿命化のための具体的な内容の検討状況を確認したところ、施設のあり方計画を策定した直後であることもあり、検討が終了しているところは少数であった。市として、長寿命化に向けた修繕や更新の具体的な条件設定や金額の見積方法について、一定のルールに基づいた検討を各部で行い、全庁的に推進することが望まれる。（P.49）	▲【部署別・個別施設に関する事項】 ▲【今後の修繕計画等の立案】 木曽川庁舎は、供用開始後40年を超えており、施設のあり方計画において建物の長寿命化を図ると記載されている。所管課に長寿命化を前提とした今後の改修や修繕の見通しを確認したところ、具体的な計画は定めておらず、予算内で都度優先順位を決めて対応しているとのことであった。長期的な修繕等について、金額を見積もったうえで計画を立案して、長寿命化を推進することが望まれる。（P.66） ▲【点検結果のフォローと履歴のデータベース化】 木曽川庁舎では、毎年建築基準法第12条に基づく点検等必要な点検を実施している。令和2年度の点検結果を閲覧したところ、施設や設備について、幾つかの指摘事項が認められた。現地視察において、これらの状況を確認したところ、一部対応方針未定又は内容未確認のものがあった。点検の結果指摘された事項については、速やかに状況を確認し、対応の方針を定めることが望まれる。また、毎年の点検結果及び対応状況を履歴に残し、不具合箇所の修繕等が、漏れなく計画的に実施されているか確認できるようにすることが望まれる。（P.66） ▲【火災被災者用緊急避難所の今後のあり方】 施設のあり方計画においては、基本的な方針として、代替施設として市営住宅等の利用を検討すると記載されている。所管課に代替施設の検討状況を確認したところ、市営住宅については、実際の必要時に空きがあって借りられるか不確定であることから、現時点では市営住宅の利用について具体的には進んでいないとのことであった。利用者の推移をみても、年間多くても10名を超える程度であり利用頻度は多いとはいえない。火災被災者のために避難所を用意することは市民にとって有用であるといえるが、利用頻度も多くないことから、市営住宅の空き情報の共有を積極的に実施するなど、代替施設の利用を推進することが望まれる。（P.70）
▲【点検・診断業務に係る統一的な基準等の整備の推進】 一宮市公共施設等総合管理計画においては、施設管理者による点検業務（日常点検・定期点検）の強化を図る旨の記載があり、また、総括管理者の役割として、点検・診断に係る統一的な基準等を整備するとの記載がある。他団体においては、「日常点検マニュアル」を整備して、専門家ではない施設管理者が、予防保全の観点で日常点検や定期点検を実施している例が見受けられる。市においても、「日常点検マニュアル」を整備するなど、日常的に点検する項目や実施の基準等を統一的に整備することが望まれる。その際、各部署で統一して実施できるよう全庁的な推進を検討することが望まれる。（P.50）	■【倉庫周辺の維持管理（旧西部児童館）】 令和3年10月に旧西部児童館の視察を行ったところ、施設前の公道に草木がはみ出ており、交通に支障が出る可能性がある状況であった。また、隣接する民家との間の塀を超えて、旧西部児童館敷地内の木からの枝葉がはみ出ている状況も見受けられた。例年は、夏に草刈りや枝払いを実施するとのことであるが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、対応が遅れているとのことであった。事情はあるものの、敷地外への影響を考慮して適切な時期に草刈り等を実施する必要がある。（P.83）
▲【倉庫情報の一体的管理と活用】 施設のあり方計画には、各部署が保有している倉庫の、今後の方針・取組が記載されている。多くの倉庫が個別施設の方針・取組において継続又は当面は継続としており、改修などを行い、継続して利用する予定である。現状では、資産経営課が、倉庫を含む現在活用されていない資産を把握し、全庁的に活用希望調査を行い、延床面積やコストの増減を考慮して、協議のうえ有効活用方法を決定している。これにより、利用されなくなった資産の売払いが進んでいるが、公有財産の縮減を一層推進するためには、倉庫として利用しつつ、一部余剰スペースがある施設についても、各部ごとに削減の検討を行うことが望まれる。また、将来的には、余剰スペース等の情報を一元管理して、有効活用を図る仕組みの整備を検討することが望まれる。（P.51）	▲【点検業務等の包括委託の検討】 令和3年度から子育て支援センターが、子育て支援課から保育課へ移管されたことにより、子育て支援センターが入っている保育園と、同じ課で所管することとなった。子育て支援センター部分と保育園部分は、所管課が違っていたため、点検や修繕に関する委託契約は別々契約しているが、今後は所管課が同じであるため、一括して契約することにより、コスト面の削減や委託業務の平準化が期待できる。黒田北子育て支援センターに限らず、近隣の施設も含めて、包括的な委託契約を検討することが望まれる。（P.86）
▲【コスト情報算出方法の共通化】 目的別行政コスト計算書における物件費等には、施設のあり方計画における施設の維持・運営コストが含まれている。事務作業の効率化の観点からは、重複するコストの算出方法は、可能な限り一元化を図ることが望まれる。（P.54）	■【安全利用に向けた対応】 両郷町倉庫は、観光関連業務に関する資料等を保管している。2棟で構成され、いずれの棟も劣化が相当進んでいるため、商工観光課は、他の用途廃止した倉庫への移動を希望し、早期に用途廃止することを予定しているが、実現に至っていない。現地視察したところ、倉庫の外壁は全体的に錆びており劣化による剥がれ落ちや強風で飛ばされ周辺家屋等を傷つけてしまう可能性も考えられた。倉庫内も老朽化が進んでおり、剥がれ落ちそうな天井も見受けられた。隣接する旧冷蔵庫は入口扉上側の機器の取り付けが非常に不安定で落下の恐れが感じられた。全体的に老朽化が進んでおり、今後も継続して利用することは、安全利用の観点から好ましくない。早急に代替倉庫を選定することが必要である。（P.107）
【普通財産に関する事項】	
■【無償貸与財産の契約書の保管】 普通財産の貸付けに関する契約書等の書類は、資産経営課で保管することとなっている。貸付契約書の有無をサンプルで確認したところ、1件契約書が保管されていなかった。当該普通財産は、契約時点は福祉課（現・障害福祉課）の所管であったが、途中で資産経営課に移管されたものであり、引継ぎの過程で紛失したものと推測される。紛失等で契約書が保管されていない貸与財産については、契約内容を再確認した上で、元来の担当課に契約書を取り交わすよう指導する必要がある。（P.42）	
▲【貸与財産に関する点検結果の共有】 貸与財産の建物や設備に関する法定点検は、使用者の責任において実施することとしているが、点検結果の報告を受けていない。どのような点検を実施したか、点検の結果不具合がなかったかについて、市として把握することが望まれる。（P.43）	